知って!備えて!守りぬく!

防災に関する正しい「知識」と日頃の「準備」が 災害からあなたと家族の命を守ります。

もしも今、地震や洪水・土砂崩れなどの災害が起きたら、あなたは どうしますか?いつ起きるかわからない災害からあなたと家族の命 を守るためには、日頃から防災に関する正しい「知識」を身に付け、 しっかり「準備」をしておくことが大切です。

地震への備えは、被害が少しでも小さくなるよう住宅の耐震化や 家具の転倒防止など、事前の対策が欠かせません。また、地震よりも 災害の発生が予測しやすい風水害では、いち早く避難をすることで 自分や家族の安全を守ることができます。

特に近年は、局地的豪雨による被害が増加しており、また、気候変動によって豪雨の頻度や強度のさらなる増加も懸念されています。本市では、「さがみはら気候非常事態宣言」を表明し、自然災害の防止などに向けた取り組みを推進しています。

このガイドブックは、日頃からどんな準備をしておけばよいか、いざ災害が発生したとき、一人一人がどのような行動をとればよいかなど、防災に欠かせない大切な事柄をまとめていますので、ぜひご活用ください。









「緊急避難場所」と「避難所」は違います!

緊急避難場所は身を守るところ





地震による火災や洪水・土砂災害などの危険が差し迫っているとき、一時的に**身を守る**ために指定されている場所が「緊急避難場所」です。災害の規模や種類によって3つに分類しています。

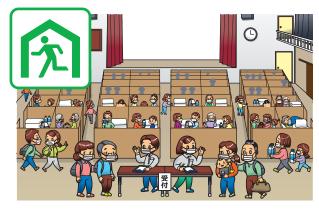
いっとき

• 「一時避難場所」〈地震〉

各自治会が決めた、地震発生後に災害の推移を 見守る場所 (空き地、小公園、学校など)

- 「広域避難場所」〈地震〉大規模な火災から身を守る場所
- 「風水害時避難場所」〈洪水・土砂災害〉洪水や土砂災害から身を守る場所
- ※原則、食料など物資の配布は行いませんので、 最低限必要なものは、自分で用意しましょう。

避難所は生活をするところ



災害による危険が去った後、地震や土砂災害などによって自宅が倒壊するなどして住めなくなってしまった人が、新しい生活拠点を見つけるまでの間、**生活をする**ための施設が「避難所」です。

- ※食料など物資の配布をしますが、十分でない場合があるので最低限必要なものは自分で用意しましょう。
- ※避難所の運営は避難所運営協議会を中心に、利用 者全員が協力して行います。



※地域の緊急避難場所・避難所については、P25~30のマップおよび一覧表をご確認ください。 (一時避難場所はお住まいの地域の自治会にお問い合わせください。)

さがみはら気候非常事態宣言

地球温暖化の影響と言われている気候変動により、世界各地でさまざまな影響が顕著となっており、本市においては、令和元年東日本台風において中山間地域を中心に多数の土砂災害が発生するなど、かつてない規模の被害が発生しました。

このことから、気候変動のもたらす影響が、誰もが直面する危機であるという認識を市全体で共有するとともに、温室効果ガスの排出抑制や、集中豪雨などの自然災害や猛暑による健康被害などへの対策に、全市一丸となって取り組む必要があることから、令和2年9月に政令指定都市として初の気候非常事態宣言となる「さがみはら気候非常事態宣言」を表明しました。 「さがみはら気候非常事態宣言」を表明しました。